

別紙様式 1

法令適用事前確認手続 照会書

令和8 年 5 月 20日

出入国在留管理庁参事官室長殿

照会者名
住所



(代理人による照会の場合、上記に加え次の事項を付記)

代理人名
法人の住所



下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

- 1 法令名及び条項
別紙のとおり
- 2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為
(※ 照会者自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示して下さい。必要ならば資料を添付してもかまいません。)
別紙のとおり
- 3 上記1の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠
別紙のとおり
- 4 公表の延期の希望（※ 本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。）
 - (1) 理由 別紙のとおり
 - (2) 公表可能時期 別紙のとおり
- 5 口頭による回答の可否（※ 口頭の場合、書面による場合より迅速な回答が可能です。）
可 ☒ 否
- 6 照会者名の公表を 希望します / 希望しません
別紙のとおり
- 7 連絡先
 - (1) 郵便番号
別紙のとおり

- (2) 住所（法人にあっては担当者が所属する事務所等の所在地）
- (3) 照会者名又は代理人名（法人にあっては担当者名）
- (4) 電話番号・FAX番号
- (5) 電子メールアドレス

以上

照会書別紙

1 法令名及び条項

- ・「出入国管理及び難民認定法」（昭和二十六年政令第三百十九号）第21条第3項
- ・「出入国管理及び難民認定法」（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の「経営・管理」
- ・「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和七年法務省令第五十号）法別表第一の二の表の「経営・管理」の項の下欄に掲げる活動
- ・「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」（令和七年法務省令第五十一号）（以下、改正施行規則）別記30号の2

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

日本法人である照会者（以下、法人）は、取締役会非設置会社、役員には外国人が取締役兼代表取締役として唯一就任。同役員は法人の単独株主。同役員は、法人の本邦における経営活動に従事すべく、出入国管理及び難民認定法の下、東京出入国在留管理局より在留資格「経営・管理」の許可を受け、本邦に中長期在留者として滞在中。

法人の資本金は、現在金500万円。今般、法人の利益剰余金2500万円を資本金に組み込み、関係登記手続きを経て、増加後の資本金額を金3000万円とする予定。

金500万円については、照会者の現在の在留資格への在留資格変更許可申請に係る当局による処分時、「申請人の投資額」と認定されていると理解している。今般、資本金として組み込む利益剰余金である金2500万円について、資本金としての組み込み後、法人の経営活動に引き続き従事することを希望し、照会者が現在の在留資格に係る在留期間更新許可申請に及んだ際、「申請人の投資額」（改正施行規則別記30号の2書式中、項番3（7）の「（7）のうち申請人の投資額」とみなされるか。

3 上記1の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

みなされると解する。利益剰余金は、株主へ配当することが可能である。利益剰余金2500万円について、しかるべき手続きによって現株主（照会者）へ配当し、照会者が配当を受けるとする。法人が2500万円の増資を行うため、増資に係る募集株式の発行手続きを行う際、照会者が2500万円の出資を行うとする。この場合、出資者へ交付する株式について、新規に株式を発行するとすれば、株式が新たに発行される点で利益剰余金の組入れとは異なることとなるが、増資される点については、その効果は利益剰余金の資本組入れと同一である。以上がその理由である。

照会書別紙

4 公表の延期の希望（※ 本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。）

- (1) 理由 *記載なし
- (2) 公表可能時期 *記載なし

5 口頭による回答の可否（※ 口頭の場合、書面による場合より迅速な回答が可能です。）

否

6 照会者名の公表を 希望します / 希望しません
希望しません

7 連絡先（代理人に関する情報を記載）

- (1) 郵便番号

[REDACTED]

- (2) 住所（法人にあっては担当者が所属する事務所等の所在地）

[REDACTED]

- (3) 照会者名又は代理人名（法人にあっては担当者名）

[REDACTED]

- (4) 電話番号・FAX番号

[REDACTED]

- (5) 電子メールアドレス

[REDACTED]

以上